

令和 5 年 10 月 29 日現在

機関番号：34601

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2022

課題番号：17K04720

研究課題名（和文）オランダにおける就学前教育機関と親とのパートナーシップ形成に関する実証的研究

研究課題名（英文）Building effective preschool- family partnership in the Netherlands

研究代表者

松浦 真理（Matsuura, Mari）

帝塚山大学・教育学部・教授

研究者番号：10352923

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,000,000円

研究成果の概要（和文）：オランダは、先進国の中で子どもの主体的な幸福のポイントが最も高く、教育の自由、中でも親の学校選択権や学校内ルールに親の同意が必要なこと、で有名である。保育施策が1990年代後半から急激に拡充するなかで、保育内容は子どもの主体性を大切に、施策手続きには親の会の意見を反映させようとするなど教育面での特徴に準じた方向性が見えた。

しかし、先行研究や関係者とのインタビューから、「制度化」されているほどには現実には機能せず、保育者との間の日常的な関係構築と乳幼児への親の直接的な子育てへの強固な考え方（Polder Mentality）が保育施設と保護者の関係性を形成していることが判明した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

オランダにおいて歴史の新しい保育施策やその利用実態が、この国の伝統である親による教育の自由をどのように反映しているのか、価値の分散化が著しい昨今の世界情勢とどのように調和させているのかは、この国の教育・保育研究を進めるうえで大きな意義があるテーマであり、この研究はその一端を担うものである。

保育機関が、親やその他の関連機関とどのように連携接続していくのかはわが国でも喫緊の課題であるが、教育分野において親関与の長い歴史を持つ一方で、市場原理と直接連動する保育分野では異なる様相を見せているオランダの実態は日本と共通する部分が多く、有用な示唆を与えている。

研究成果の概要（英文）：The Netherlands is known as one of the happiest countries for children among developed countries, esp.

about its high grade of children's mental happiness, at the same time known as freedom of education, especially the right of parental school choice for their own children and the need for parental consent for school rules. With the rapid expansion of childcare policies linked to the market economy since the latter half of the 1990s, they have complied with educational policies, programs and contents of childcare emphasizes child-centered and procedures to set measures reflect the opinions of parents' associations. However, previous studies and interviews with related parties reveals that the reality does not function as much as it is "institutionalized", and that the good relationship between childcare centers and parents is formed by just the daily conversation between caregivers and parents and the strong idea that parents directly raise children (Polder Mentality).

研究分野：比較教育学

キーワード：Polder mentality parental involvement child day care preschool institutionalization

## 1. 研究開始当初の背景

### (1) ECECにおける親の関わり的重要性

近年、乳幼児期の子どもに対する教育・保育が重視されるようになり、とくに量だけでなく質の向上が先進諸国で目指されるようになってきた。とくに家庭と地域を巻き込むことが、乳幼児期の子どもの教育の質を向上させる一つの方策であることはOECDなども提言している。

乳幼児期の子どもの教育に家庭や地域を巻き込む典型的な形は、これまで、親や家族を子どもの在籍する教育・保育機関の活動に参加させることであった。しかし、これからは、親のニードをくみ取り、家庭での子どもへの教育関与に対してアドバイスをしたり、地域全体で子育てをする拠点となったりすることが求められている。そして親と教育機関との間には、完全に対等ではないが、対等の価値がある連携＝パートナーとしての協働が求められている。

### (2) 研究対象国オランダにおける背景

これまでの研究で、オランダは他国と比較したときに、親の教育への参加に十分な実績があり、親の教育関与のモデルケースを提供する国だと考えられてきた。ところが、このオランダにおいてさえ、これまで以上に親と教育機関との間でパートナーとしての協働が求められ、国の施策としても掲げられるようになってきた。その背景には、女性の社会進出に伴って親の教育参加が減少してきたこと、イスラム教やヒンズー教のコミュニティにみられる、文化的経済的に恵まれない家庭の子どもの学業成績の向上が求められていること、都市部に限らず全国的にコミュニティ意識が希薄化し市民的な価値を次世代に引き継いでいく場所がなくなってきたこと、などが挙げられる。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、オランダにおける乳幼児期の子どもの親と教育・保育機関の典型的な関係を分析し、最終的には、両者のパートナーとしての協働がどのように進められているのか、法制度はそれをどの程度サポートしているのか、現実的な課題は何かなどについて検証することであった。そのために教育・保育機関と親とがどのような関係を築いているのか、伝統的な親の教育参加と変化したことは何かなど、施策のモデルケースとなっている実践例および一般的な実践例の両方について具体的に見ていくことが重要となる。また、オランダでは、実践による試行錯誤を経て制度が確立することが多いため、実践がどのように法制度に活かされているか、逆に実践がどの程度それらにサポートされているのかも検証することとしていた。

## 3. 研究の方法

本研究では、まず教育・保育機関への親の参加と、教育・保育機関からの親関与への働きかけの度合いを判断する理論モデルを複数の先行研究から再構築し、法制度と現場における実践の状況を判断する基準として確立する。これを踏まえてオランダの現状がどのようなか分析・検証するので、段階的に研究を進めることとしていた。背景で述べたようにオランダは教育機関への親参加については伝統があるので、従来の親参加が、現代社会のニードに合わせてどのように変容してきたのか（いないのか）も同時に見ていく。1年目は主に文献による理論構築と法制度の経緯の整理を行い、2、3年目は現地調査を中心に理論と実践両面の比較検討を行う。

## 4. 研究成果

研究代表者のこれまでの研究によるとオランダの保育は2000年以降急激に拡充したが、伝統ある「教育の自由」に見られるものと同様に親の権利は擁護されているように考えられた。一方で、子どもの主体的な幸せは教育や保育施策や実施内容より、親の働き方の選択幅が広いことにより、子どもと関わる時間が長いことが大きく影響していると考えられた。このような研究実績から、本研究では、さらに文献から抽出した親と保育機関との関係について、複数の保育機関などで具体的なパートナーシップ形成に関するインタビューなどを実施することが求められた。しかしコロナ禍の拡大、研究代表者の異動ともなう環境の変化などの諸事情により十分な成果を上げることができなかったことが残念であった。このような状態で可能な限り努力して得られた研究成果は、オランダの保育施策が抱える諸問題、すなわち親と保育機関とのパートナーシップは、制度化されているほどには实际的に機能しておらず、日本の保育所などでも見られるような現場での日常での親と保育者のインフォーマルなコンタクトが一番広く見られる親関与の実態であることや多くの保育機関で親委員会が設立されていてもそれが実際に機能することは少なかったり、苦情委員会に上げられた事案がなかなか解決されなかったりするということであった。

### (1) オランダの保育施策の諸問題

#### ① 保育の質向上の模索

オランダで初めて保育の枠組みが提示されたのが2005年である。質に関する最新の法律は2018年であるが、この間に保育の質だけではなく、乳幼児期の子どもに対する保育機関の管轄

や機能の変更なども実施されてきた。従って保育の質については、保育内容だけでなく保育者の資質能力の向上に関しても発展途上の段階である。文献では下記のような記述があるが、訪問先の保育所でも同様の実態（特に太字部分）が確認できた。

「OECD によるとオランダの **ECEC の質は中程度**である。保育施設とプリスクールの保育者の教育要件は該当する専門領域での職業訓練を最低 3 年受けること。グループサイズは乳児の 12 人から 3 歳の 16 人まで年齢による。スタッフと子どもの割合は乳児でスタッフ 1 人につき 4 人、3 歳で 8 人である。異年齢グループはよくあることで、それも 1 グループの最大人数とスタッフ当たりの子どもの人数に規定がある。プリスクールの規定もこれに準ずる。ただし、年齢が 2 から 3 歳児なので、異年齢グループのグループサイズとスタッフと子どもの割合は限定的である。幼稚園教諭は 4 年の学士課程が要件であり、グループサイズは規定がないが多くは 20~30 人である。不利益を被っている子どもが多く在籍する学校では補助がはいるが、多くはクラスに 1 人である。こういう子どもの在籍割合の高い学校は自治体から追加金があり、多くの場合それはさらなる補助教員を雇用するかクラスサイズを小さくするために使われる。保育プロセス、あるいは保育者と子どもの関わりの質については、0~6 歳までのすべてのタイプの保育機関で、情緒面での援助、**すなわち子どもに肯定的で愛情的な関わりをし、応答的で子ども主体という面において中~高レベルである**という研究報告が出されている。**保育室で明確なルーチンとルールが示されており、保育者は子どもの自己統制能力を伸ばす関わりをしている**とされている。一方で、子どもの認知能力や言語能力の発達のサポートや促しに感しては低~中レベルであるとされている。このパターンはほとんどの欧米諸国のものを反映している。」(Slot, 218)

## ②分断されている乳幼児期の保育施策の連携協力の模索

オランダでの制度は二つに分断された状態であるがゆえに基礎学校スタート時点で子どもの社会背景による不利益が少なくなっているということが見られた。1985 年に元来の幼稚園と小学校と統合され、4 歳までの子どもは 1990 年頃までは幼稚園に入学するまでの地域の遊び場としてプレイグループとごく少数の子どもが利用する保育所を利用する以外は親や近親者によって保育されていた。それが「オランダ流の働き方改革」によって保育所が拡充、プレイグループは SES の低い子どもや文化的にマイノリティの子どもが使う場所へと変容し、それぞれでの保育内容も大きく異なっているというのが実態である。プレイグループはプリスクールと名前を改め管轄も変化して、より教育的な保育内容を展開し、家庭の社会経済的地位 (SES) の高い家庭の子どもが多い保育所のほうが養護的である。このような制度の分断と同時に、プリスクールに在籍する子どもたちの教育レベルの向上がさらに期待され、「現在のオランダの保育システムは、不利益を被っている子どもがプリスクールに在籍して特定の子ども向けの教育プログラムを受け、そうではない子どもは施設型保育に在籍する傾向があるという意味で、分断している。特定の教育プログラムがプリスクールだけに焦点があてられたものであることでもそれがわかる。プリスクールは自治体の助成を受けてそのプログラム利用可能な子どものために使用され、プログラムの質は維持・向上している。不利益を被っている子どもは社会情緒面でも言語面でも認知面でも 2 歳ごろまでに遅れが見られることが研究によって示されている。保育での保育者と子どもの関係、特に子どもの学びや発達を援助する点は施設型保育よりもプリスクールの質のほうが高いことが示されている。これにより 5 歳ごろには教育格差が少なくなっている」という。その一方で、OECD の最近の報告から 2006 年と比べて生徒の基本的な学業成績の平均が落ちていること、15 歳時点での学業成績の差はやはり子どもの社会背景が要因となっているということもわかっている。

そこで近年はすべての子どもに対する平等な機会を促進することに焦点化されるようになってきた。広くとらえると 2 つの方向性がある。1 つは上記のように 4 歳未満の子どもに対する保育の質を高めようとするイニシアチブがとられるようになったこと、もう 1 つはすべての発達の側面、すべての年齢を見通した連続したカリキュラムの観点から保育と初等学校の専門家が連携協力することである。2010 年の OKE 法によって保育とプリスクールの両方が同じ質枠組みを持つようになった、これはすなわち構造面でもプロセス面でも同じ質を担保するということである。さらにこの法律は、これまでの保育がワークライフバランスをとる親の権利のためにケア (養護) 指向であったものから完全な可能性を発達させる子どもの権利のための強固な教育指向に変化することを示していた。2013 年には 2005 年の保育法に基づく法的な質枠組みの再評価に向けて動き出した。この枠組みでは、これまでの厳密な構造枠組みから脱却を目指し、保育の相互作用の質などプロセスを指向するようになる。4 つの目標 (情緒的安定、個々の発達、社会性の伸長、価値規範の醸成) も、年齢や子どもの置かれた状況だけでなく、さらに入念で明解なものになろうとしている。2 歳から 4 歳までのすべての子どもに対する週に最低 16 時間の保育を義務付けるなど、関係機関の間で協議がすすめられている。」

上記のようにすべての子どもに対する保育機会や質の統合は現在のオランダでの喫緊の課題となっている。

## ③親関与や親参加の制度と実態の乖離

オランダで伝統的な教育への親参加と親の権利の養護は、保育枠組み策定時に勘案され、その際に今回インタビューをした B0inK が大きな役割を果たした。しかし、実態としては単に制度

化されているだけの状態であるということが言える。もちろん制度化されているということは、何かあればすぐにそれを利用することができるが、実際にはこの国の強固な保育観が根底にあって難しいことがうかがえる。「子育てを基本的に親の仕事と考え、親の労働保障のために保育施設に委託しきるのではなく、親の労働と施設における保育、そして親自身が育児・保育にかかわることの間のバランスの取れたあり方を追及している人たちが少なくない」「保育における親の参加は、単に親の意思を反映させるためのものではなく、親自身が保育そのものにかかわることの手段」であるように、親の会は「サブ」的な存在でしかない。その一方で「親と施設運営者が協議して基本的事項を決めていくのではなく、施設側が決めた内容を親が選択する、親にとっての受動的な様式になっている」（太田、59）。

## (2) 実態把握による裏付け

### ①親委員会（B0inK）の意義と活動

B0inK は 2005 年にオランダではじめて保育法が成立した際に、国と保護者との関係についての取り決めなどを代表した親の会代表組織である。この会の代表の G. Jellesma 氏に聞き取りを実施した。オランダの保育組織の 90%程度がこの組織に加入しているが、もともと親の考え方を法律に導入するという観点で設立されたので、親と保育機関との良好な関係だけではなく、親の働き方や、乳幼児期の子どもに対する伝統的な考え方などがより良い保育のための要因となっていることを勧告することがこの機関に求められている。一人一人の親が納得して保育機関を利用できることが子どものより良い育ちにつながり、そのために保育機関と親との間を取り持つのが親委員会であると同時に自治体にも働きかけをしている。とはいえ、多くの場合委員会にかけるよりも直接的な保育機関との関わりによって問題解決がされることが望まれる。また、委員へのなり手が少ないことや委員養成講座開催なども実施している。

### ②オランダにおける保育機関と保護者の関係の実像

4 大都市を含むオランダ 42 の自治体で保育所、学童保育、託児施設を展開している BLOS の有する保育所、Leideweg を訪問しマネージャーの A. Droog 氏に聞き取りを実施した。上記「親の会」には保育組織全体としては加入しているが、親の会を通して何かするのは「最終手段」であって、基本的には日常的に保護者との丁寧なコンタクトによってトラブルを回避している。保護者は入所時に納得したうえで入所するので、協力的である。保育の教育的意味を保護者に伝えるのは難しく、運営などを「ともに」することはほとんどない。コンタクトボードを利用して写真を提示し、保育内容について説明したり、こどもの発達記録を、この園で使用している保育プログラム（Uk en Puk）に添って記録しているので、親との懇談の際に個別に話すようにしている。オランダ語が十分話せない親もいるのでコンタクトボードによって担当の保育者の写真を挙げるなどとは見てわかる大切な手段である。

なお、この園は、3 階建ての古い構造の建物であり、近くに大きな公園はあるものの、園庭も狭い。利用されている保育プログラムは Uk en Puk という、カレイドスコープやピラミッド同様に国が認めたプログラムであり、保育者は季節ごとの保育内容や記録もすべてこのプログラムに準拠して実施しているため、日本の保育のような個々の園や保育者による保育の幅や工夫は見受けられなかった。

以上、施策や文献研究だけでは把握が難しかった、実像が今回の現地訪問によるインタビューによってあきらかになった。（本来は年度内に成果報告を十分な時間がなかった。令和 5 年度の学内紀要で詳述する。）

### <参考文献>

CBS Newsletter (20230308) Division of work and care between parents often different than desired.

Itie van den Berg et.al. (eds.) (2013) Succes! met ouders Werken met ouderoutines in onderwijs en opvang

Pauline Slot (2018) 'Early childhood education and care in the Netherlands A shift towards an integrated system aimed at enhancing children's development and learning', 213-225 in Susanne Garvis et.al. (ed.) (2018) "International Perspectives on Early Childhood Education and Care, Routledge: New York.

太田和敬 (2014) 「第 3 章 オランダ：制度化された親参加」、池本美香（編著）『親が参画する保育をつくる』、勁草書房、52 - 65。

松浦真理 (2019) 「オランダにおける親関与の考え方」、京都華頂大学・華頂短期大学紀要 64 号。

松浦真理 (2017) 「オランダの就学前教育における親関与の動向」、京都華頂大学・華頂短期大学紀要 62 号。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 松浦 真理	4. 巻 3巻
2. 論文標題 幼保小連携・接続の意義と見通し	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 帝塚山大学教育学部紀要	6. 最初と最後の頁 1-11
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 松浦真理	4. 巻 2巻
2. 論文標題 オランダのうさこちゃん うさこちゃん絵本に現れるオランダの子育て観	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 帝塚山大学子育て支援センター紀要	6. 最初と最後の頁 32、42
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 松浦真理	4. 巻 64
2. 論文標題 オランダの就学前教育における親関与の考え方	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 京都華頂大学・華頂短期大学研究紀要	6. 最初と最後の頁 35-44
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 松浦真理	4. 巻 62
2. 論文標題 オランダの就学善教育における親関与の動向	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 京都華頂大学・華頂短期大学研究紀要	6. 最初と最後の頁 25-35
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------